

「震源を特定せず策定する地震動」の導入に係る
「設計及び工事の計画の認可」等の後段規制への経過措置について

2022年12月5日

日本原子力研究開発機構

日本原子力研究開発機構の所有する新規制基準対応の原子炉設置変更許可（以下、「設置変更許可」という。）を取得済みの施設であって、かつ、今後、「震源を特定せず策定する地震動」への対応として「設計及び工事の計画の認可」（以下「設工認」という。）が必要な施設は、大洗研究所にある HTTR(高温工学試験研究炉)（以下、「HTTR」という。）のみである。

HTTR においては、令和 3 年 11 月 15 日に「震源を特定せず策定する地震動」への対応として設置変更許可申請を行い、令和 4 年 5 月 13 日及び令和 4 年 8 月 26 日の審査会合にて内容について審査頂き、主な審査を終えたことから設置変更許可申請の補正を準備中である。審査への対応を行う中で、申請中の設置変更許可申請書に記載している基準地震動が変更となり、やや大きくなったことから、設置変更許可の補正は設備側の補強工事の有無を確認した後に実施する予定である。

設工認等の後段規制への経過措置については、補強工事の有無や補強工事の程度によって対応期間が大きく異なるため、現時点で HTTR に係る明確なスケジュールを示すことは困難であるが、必要な対応期間（経過措置）についてのイメージは概ね以下のとおりである。なお、「震源を特定せず策定する地震動」への対応は、継続的な安全性向上対策の一環であることから、経過措置期限に関係なく可能な範囲で速やかに対応を行う予定である。

実際の対応必要期間は概ね 3 ケースに分類される。

ケース①：補強工事が不要な場合

ケース②：補強工事が軽微な場合（サポートの追加が容易など短期間対応可能な場合）

ケース③：補強工事が軽微でない場合（長期間の対応が必要な場合）

ケース①：設置変更許可の許可によって基準地震動が確定し、その後、既認可の設工認と同様の評価方法にて評価する場合、許可取得から設工認の申請まで 1 年程度必要。評価方法の詳細化等を行う場合は更に 1 年程度必要。設工認の認可までの期間は審査状況によるものの 1 年～2 年程度必要と考える。使用前事業者検査には数カ月程度必要。

ケース②：ケース①に加え、設工認申請前の補強工事設計に 1 年程度必要、また、工事期間として 2 年程度必要。

ケース③：ケース①に加え、設工認申請前の補強工事設計に 3 年程度必要、なお、工事期間については現時点で考慮することは困難。